

国保税率が改正されます

申請・問合せ
住民課町税グループ
☎76-2130

国民健康保険税（国保税）は、それぞれの収入や資産、加入世帯員数に応じてお金を出し合い、病いやけがなどの医療費に充てる税金です。

本町の医療費は、年々増加する傾向にあり、また、今年度は、課税の基礎となる国保加入者の所得が減少したことで、現在の税率では国保税の収入額が大きく減少することが見込まれ、大幅な財源不足が生じます。

国保事業を運営するために、今年度は、保険税率を改定せざるを得なくなりました。

保険税率を改定し、財源不足を補うための国保基金（貯金）の全額を取り崩しても、なお財源不足

国民健康保険 高齢受給者証の更新

問合せ
住民課戸籍保険グループ
☎76-2130

国民健康保険に加入している70歳以上の方に交付している高齢受給者証は、7月31日(金)で有効期限が満了します。

新しい受給者証を郵送（簡易書留）しますので、8月1日(土)からお使いください。現在お持ちの受給者証は、有効期限を過ぎましたら破棄してください。

となつてまいります。国保加入者の大幅な負担増加を緩和するために、今年度は、一般会計から繰り入れをして、支援することになりました。

皆さんのご理解をお願いします。

◆平成27年度国保税率表

	賦課基準	医療分		支援金分		介護分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割①	前年の総所得金額などから基礎控除額33万円を引いた額	7.8%	10.0%	1.6%	1.7%	1.4%	1.5%
資産割②	平成27年度に納付すべき土地と家屋にかかる固定資産税額	40.0%	46.0%	7.0%	8.0%	8.0%	9.0%
均等割③	加入者1人につき	30,000円	31,000円	7,000円	7,500円	8,000円	9,000円
平等割④	加入1世帯につき	30,000円	31,000円	5,000円	5,500円	6,000円	7,000円
課税限度額	①～④の合計額の限度額	510,000円	520,000円	160,000円	170,000円	140,000円	160,000円

限度額適用認定証の申請

申請・問合せ
住民課戸籍保険グループ
☎76-2130

国民健康保険に加入している方で通院や入院により医療費が高額になる場合は、医療機関での自己負担限度額（下表）が分かる「限度額適用認定証」を交付します。申請をしてくださいます。この認定証を医療機関の窓口に掲示すれば、支払いが限度額までとなります。

なお、現在お持ちの認定証は、7月31日(金)で有効期限が満了しますので、8月以降も入院される場

所得に応じた軽減の拡大

所得に応じた国保税の軽減基準が平成27年度分から拡大されます。5割軽減と2割軽減の基準額が拡大することにより、軽減を受けやすくなりました。

なお、7割軽減の基準は変更ありません。

◆所得に応じた軽減基準

	改正前	改正後
5割軽減	33万円+【24.5万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】以下	33万円+【26万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】以下
2割軽減	33万円+【45万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】以下	33万円+【47万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】以下

※「旧国保被保険者数」とは国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行された方です。

離職による軽減

倒産や解雇、雇止めなどにより離職された方は、国保税が離職日の翌日から一定の期間、軽減されます。

対象者
次の①～③の全てに該当する方
① 離職日が平成26年3月31日以降の方

② 離職日に65歳未満の方
③ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかの方

※季節的に雇用されている方や定年退職者、自己都合の退職者は対象外です。

軽減の内容
国保税を算定するにあたり、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなします。

※給与所得以外の所得や対象者以外の被保険者の所得は軽減の対象外です。

適用期間
軽減の適用期間は、離職の翌日から翌年度末までです。

申告方法
次のものをお持ちになり住民課へお越しください。
① 雇用保険受給資格者証
② 印鑑

保険税額をお知らせします

7月15日(水)に平成27年度の国民健康保険税納税通知書を郵送しますのでご確認ください。

納付でお困りのことがありましたら、ご相談ください。

自己負担限度額

◆70歳未満

住民税	所得区分 (旧ただし書所得)	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目から
課税	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
非課税	非課税世帯	35,400円	24,600円

備考 旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額のことです。

◆70歳から74歳

住民税	所得区分 (課税所得)	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税	145万円以上	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ※4回目からは44,400円
	145万円未満	12,000円	44,400円
非課税	住民税非課税	8,000円	24,600円
	住民税非課税(一定所得以下)	8,000円	15,000円

備考 一定所得以下とは、所得が必要経費、控除額を差し引いたときに0円になる場合をいいます。